

改 正 案	現 行
<p>保安検査基準(冷凍保安規則関係)</p> <p>[KHK S 0850-4 (2008)]</p>	<p>保安検査基準(冷凍保安規則関係)</p> <p>[KHK S 0850-4 (2005)]</p>
<p>6. 安全装置・防災設備</p> <p>6.3 除害措置</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>①毒性ガスの製造設備に講じた当該毒性ガスが漏えいしたとき安全に、かつ、速やかに除害するための措置<u>又はそのための設備</u>の状況を目視によるほか、図面又は記録による検査とし、(1)による。</p> <p>②当該設備の機能に係る検査は、作動検査<u>又はその記録による検査</u>とし、(2)による。</p> </div> <p>【対応規則条項】</p> <p>冷 凍 則：第7条第1項第16号</p> <p>(1) 目視検査及び図面又は記録確認</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>次の各号を満足していることを目視及び図面又はその記録により確認する。</p> <p>①毒性ガスの種類及び設備の状況に応じ、適切な拡散措置を講じてあること。</p> <p>②毒性ガスの種類及び設備の状況に応じ、適切な装置を設置し、かつ、直ちに使用できる状態にあること。</p> <p>③毒性ガスの種類に応じ、適切な除害剤を規定量以上保有してあること。</p> <p>④除害剤は、適切な場所に保管してあること。</p> <p>⑤毒性ガスの種類に応じ、所定の保護具を備え、かつ、直ちに使用できる状態にあること。</p> <p>⑥保護具は、適切な場所に保管すること。</p> <p>ただし、①及び⑥の確認については、前回の保安検査以降、変更がないことを記録により確認した場合は、その確認をもって目視及び図面による確認に代えることができる。</p> </div> <p>(2) 作動検査</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>除害のための設備の機能を作動試験<u>又はその記録により確認</u>する。</p> </div>	<p>6. 安全装置・防災設備</p> <p>6.3 除害措置</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>毒性ガスの製造設備に講じた当該毒性ガスが漏えいしたとき安全に、かつ、速やかに除害するための措置の状況を目視によるほか、図面又は記録による検査とし、次による。</p> </div> <p>【対応規則条項】</p> <p>冷 凍 則：第7条第1項第16号</p> <p>目視検査及び図面又は記録確認</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>次の各号を満足していることを目視及び図面又はその記録により確認する。</p> <p>①毒性ガスの種類及び設備の状況に応じ、適切な拡散措置を講じてあること。</p> <p>②毒性ガスの種類及び設備の状況に応じ、適切な装置を設置し、かつ、直ちに使用できる状態にあること。</p> <p>③毒性ガスの種類に応じ、適切な除害剤を規定量以上保有してあること。</p> <p>④除害剤は、適切な場所に保管してあること。</p> <p>⑤毒性ガスの種類に応じ、所定の保護具を備え、かつ、直ちに使用できる状態にあること。</p> <p>⑥保護具は、適切な場所に保管すること。</p> <p>ただし、①及び⑥の確認については、前回の保安検査以降、変更がないことを記録により確認した場合は、その確認をもって目視及び図面による確認に代えることができる。</p> </div>